

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-1【土木工事共通】

1/8
監督員

工事名:

審査項目	細目	a	b	c	d	e						
1. 施工体制	I. 施工体制一般	施工体制が適切			他の事項に該当しない		施工体制がやや不備		施工体制が不備			
		対象	評価	評価対象項目の場合は対象欄に「1」を入力し、評価対象項目が適切な場合は評価欄に「1」を入力する。					該当	該当する場合は「1」を入力する。		
				作業分担の範囲が施工体制台帳、施工体系図で確認できる。						施工体制が不備であり、文書により改善指示を行った。		
				工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で、契約締結後10日以内に行われている。(請負金額が500万円未満の場合は対象外)								
				品質証明では、品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期、確認項目が工事全般にわたりよく把握されている。								
				建設業退職金共済制度の趣旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払簿等により適切に把握されている。								
				請負代金内訳書が契約締結後14日以内に提出されている。(発注者が提出を求めない場合は対象外)						上記該当・・・e		
				施工体制台帳、施工体系図が整備されており、施工体系図も現場に掲げられ、実状と一致している。								
				工事の規模、状況に応じた人員及び機械配置、資機材配置が行われ、施工に支障をきたさなかった。								
				工程表が契約締結後7日以内に提出されている。								
				「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。								
				その他 理由:								
			計	0	0	#DIV/0!						
				該当項目が80%以上……………b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満……………d		① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。						
		1. 施工体制	II. 配置技術者	技術者の配置が適切			技術者の配置がほぼ適切		他の事項に該当しない		技術者の配置がやや不備	
対象	評価			評価対象項目の場合は対象欄に「1」を入力し、評価対象項目が適切な場合は評価欄に「1」を入力する。					該当	該当する場合は「1」を入力する。		
				現場代理人として工事全体の把握ができている。						現場代理人等の技術配置が不備で、文書により改善指示を行った。		
				現場代理人として監督職員との連絡調整を書面で行っている。						専門技術者が配置されていない。		
				書類整理、資料整理が適切に処理されている。								
				施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。								
				契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。								
				設計図書の照査が十分で、現場との相違があった場合は適切に対応している。						上記1項目該当・・・d 上記2項目該当・・・e		
				作業環境、気象、地質条件等の困難克服に努めている。								
				下請けの施工体制、施工状況を把握し、部下等と共によく指導している。								
				主任技術者又は監理技術者は、優れた技術判断で良好な施工に努めた。								
				作業主任者を選任し配置している。								
				専門技術者を選任し配置している。								
				「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。								
				その他 理由:								
	計	0	0	#DIV/0!								
		該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上90%未満…b 該当項目が60%以上80%未満…c 該当項目が60%未満……………d		① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。								

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-2【土木工事共通】

2/8

監督員

工事名:

審査項目	細目	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理		施工管理が適切	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備	施工管理が不備	
		対象 評価	<p>評価対象項目の場合は対象欄に「1」を入力し、評価対象項目が適切な場合は評価欄に「1」を入力する。</p> <p>契約書別記第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、監督職員の確認を受けて施工を行っている。</p> <p>施工計画書と現場の施工方法が一致している。</p> <p>施工計画書と現場の施工体制等が一致している。</p> <p>施工計画書の内容が、設計図書内容及び現場条件を反映したものとなっている。</p> <p>工事材料の使用及び調達計画が十分になされ、管理されている。</p> <p>品質確保のための対策がみられる。</p> <p>日常の出来形管理が適時、的確に行われている。</p> <p>日常の品質管理が適時、的確に行われている。</p> <p>現場での整理整頓が日常的になされている。</p> <p>使用材料等の品質保証書等又は工事記録写真等が適切に整理されている。</p> <p>現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。</p> <p>立会確認等の依頼が適切な時期に行われている。</p> <p>工事記録の整備が適時、的確になされている。</p> <p>建設廃棄物の処理及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。</p> <p>工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。</p> <p>「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p>その他 理由:</p>			該当	<p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。</p> <p>施工計画書が工事着手前に提出されていない。</p> <p>定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。</p> <p>契約図書に基づく施工上の義務につき、文書により改善指示を行った。</p> <p>上記1項目該当・・・・・・d 上記2項目以上該当・・・・e</p>
	計	0 0	#DIV/0!				
		<p>該当項目が80%以上・・・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・d</p>	<p>① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				
	II. 工程管理		工程管理が適切	工程管理がほぼ適切	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備	工程管理が不備
		対象 評価	<p>評価対象項目の場合は対象欄に「1」を入力し、評価対象項目が適切な場合は評価欄に「1」を入力する。</p> <p>実行程表のフォローアップとして、詳細工程表等を作成し工程の管理を行っている。</p> <p>時間制限、片側交互通行等の各種制約があるにもかかわらず、工程の短縮を行った。</p> <p>現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。</p> <p>休日の確保を行っている。</p> <p>工程表の内容が検討され充実している。</p> <p>夜間や休日等の作業が少なく、余裕をもって工期前に完成した。(発注者が夜間作業、休日作業を指示した場合は対象外)</p> <p>現場事務所での工程管理は、詳細工程表やパソコン等を用いて日常的に把握している。</p> <p>「施工プロセス」チェックで指摘事項が無かった。又は、指摘事項に対する改善が速やかに実施された。</p> <p>その他 理由:</p>			該当	<p>該当する場合は「1」を入力する。</p> <p>A. 自主的な工程管理がなされず、文書により改善指示を行った。</p> <p>B. 請求者の責により工期内に工事を完成させなかった。(改善指示による場合を除く。)</p> <p>上記Aに該当・・・・d 上記Bに該当・・・・e</p>
	計	0 0	#DIV/0!				
		<p>該当項目が90%以上・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・・d</p>	<p>① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。</p>				

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-4-1【土木工事(土木工事)】

4-1/8

工事名:

監督員

審査項目	細目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形管理が適切	出来形管理がほぼ適切	他の事項に該当しない	出来形管理がやや不備	出来形管理が不備
	該当	該当する項目いずれかに「1」を入力する。 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内である。 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、上記には該当しない。 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			該当 該当する場合は「1」を入力する。 文書で改善指示を行った。 上記該当・・・d	該当 該当する場合は「1」を入力する。 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当・・・e
【注】 ① 出来形の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」等の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。						
	II. 品質	品質管理が適切	品質管理がほぼ適切	他の事項に該当しない	品質管理がやや不備	品質管理が不備
	該当	該当する項目いずれかに「1」を記入する。 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内である。 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を満足しているが、上記には該当しない。 品質関係の試験結果が、規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。			該当 該当する場合は「1」を入力する。 文書で改善指示を行った。 上記該当・・・d	該当 該当する場合は「1」を入力する。 契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 上記該当・・・e
【注】 ① 品質の評定は、工事全般を通したものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」等の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。						

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-4-2【土木工事(機械設備工事・電気設備工事等)】

4-2/8

工事名:

監督員

審査項目	細目	a		b		c		d		e	
		出来形管理が適切		出来形管理がほぼ適切		他の事項に該当しない		出来形管理がやや不備		出来形管理が不備	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	対象	評価	評価対象項目の場合は対象欄に「1」を入力し、評価対象項目が適切な場合は評価欄に「1」を入力する。				該当	該当する場合は「1」を入力する。	該当	該当する場合は「1」を入力する。
				出来形管理図又は出来形管理表が適切にまとめられており、確認できる。 出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 自社の管理基準を設定し、適切に管理している。 自社の工事写真管理基準等を設定して適切に管理し、管理項目を満足している。 製品の形状、寸法の実測値が、設計値(設計図書)に適合している。 製品の性能、機能が設計値(設計図書)に適合している。 その他理由:					文書で改善指示を行った。		契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		計	0	0	#DIV/0!			上記該当・・・d		上記該当・・・e	
					該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d						
					① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。						
	II. 品質	対象	評価	品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が十分実施され、内容が確認できる。 材料の品質照合がミルシート等(現物照合を含む。)で確認でき、満足している。 部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。 機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。 溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 製品の機能、性能管理が設計書のとおりで、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。 操作制御関係が所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。 設備の総合性能が設計書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。				該当	該当する場合は「1」を入力する。	該当	該当する場合は「1」を入力する。
									文書で改善指示を行った。		契約書第17条第2項に基づき破壊検査を行った。
		計	0	0	#DIV/0!			上記該当・・・d		上記該当・・・e	
					該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・c 該当項目が60%未満・・・d						
					① 評価対象項目が2項目以下の場合はc評価とする。						

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-5【土木工事共通】

5/8

監督員

工事名:

審査項目	細目	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 技術力	I. 技術力	<p>■ 施工規模の大きさへの対応</p> <p>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>■ 構造物固有の難しさへの対応</p> <p>対象構造物形状の複雑さ <input type="checkbox"/> 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>■ 技術固有の難しさへの対応</p> <p>工種及び工法の特異性 <input type="checkbox"/> 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>■ 厳しい自然、地盤条件への対応</p> <p>湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の状況 <input type="checkbox"/> 河川内、急峻な地盤条件下等及び工事用道路・作業スペース等の制約 <input type="checkbox"/> 雨、雪、風、気温等の影響 <input type="checkbox"/> 地滑り等の地質条件、急流河川での水流、動植物等に対する配慮等 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>■ 厳しい周辺環境等、社会条件への対応</p> <p>地中埋設物等の地中内の作業障害物 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線、供用中の道路、架空線、建築物等の近接物 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音、振動の配慮 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> 生活道路等を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下、高架下等の作業スペースの制約 <input type="checkbox"/> 現道上で、特に交通規制及びその処理に伴う作業 <input type="checkbox"/> 騒音、振動、水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p> <p>■ 施工現場での対応</p> <p>災害等での臨機処置 <input type="checkbox"/> 施工状況(条件)の変化に対応した施工・工法等の自発的提案と対応等 <input type="checkbox"/> その他(理由:)</p>	<p>【施工規模が大規模】下記に該当する項目が、高度技術で評価できる場合</p> <p>○護岸・築堤高 10m<H ○樋門・樋管 15㎡<A ○堰・水門 最大径間長25m以上又は径間数3径間以上 ○流路工 500㎡<Q ○橋梁下部工 高さ30m<H ○橋梁上部工 最大支間長100m<L</p> <p>【事例:構造物固有の施工難度と対応工法等】</p> <p>○地山強度が低い。また、土被りが薄いため、FEM解析等の施工のための検討が必要な工事 ○鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や、河道内の流水部における橋脚撤去工事 ○施工場所や構造物の特殊性に対処するための新技術、新工法を採用した工事</p> <p>○パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ○その他、特殊な工法及び材料等を用いた工事等 ○VE提案された工法等が高度技術で評価できる場合</p> <p>【事例:自然および地盤条件への対応工事等】</p> <p>○河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め工法が必要な工事 <small>○又付地盤の形状が複雑なため、床層基礎掘削1本毎に地質調査を実施する他、又付地盤を確証しなから特許工法に工事</small> ○軟弱地盤上の緩速盛土のため、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率と施工台数等を的確に把握した工事</p> <p>○急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は、命綱を使用する必要があった工事 ○斜面上若しくは急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り対応防止対策等の安全対策施工後に施工した工事 ○イヌワシ等の貴重種の保護のため、施工時期が限定されたり、施工方法等が制限された工事 ○冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ○その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要で、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>【事例:周辺環境や社会条件等の施工現場での対応が必要になった工事等】</p> <p>○横断函渠工事や電線地中化工事等の現道開削工事で、ガス管、水道管、電話線等の移設が施工工程に大きく影響した工事 ○鉄道営業線及び供用中道路を跨ぐ跨線橋又は跨道橋工事 ○市街地等の家屋密集地での鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事 ○市街地での夜間工事 ○DID地区での工事 ○供用中の道路(概ね交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事 ○供用中の道路での舗装及び修繕工事 ○支障物件の移設が工程上クリティカルパスになり、工程の遅れを生じ、回復に機械、人員等の補強を行った工事 ○工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置、撤去を日々行い、交通解放を行った工事 ○地元調整や環境対策の制約が特に多い工事 ○工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ○工事に先立ち又は施工中で、監視、観測等の結果に基づき、工法変更を行った工事 ○環境対策が工程に大きな影響を与えた工事 ○施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ○大気圧を超える気圧下の作業室での工事 ○酸欠、有毒、可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上、水面から10m以上(10m以下)での工事 ○工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ○その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があるとされた工事</p>

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-6【土木工事共通】

6/8
監督員

工事名:

審査項目	細目	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4. 技術力	I. 技術力	<input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として、評価する必要がある事項 (理由:)	【その他】 ○その他、施工及び工法等の優れた技術力及び能力として評価する技術
		計 0 評点: 0 点 ※ 該当する項目について、1項目2点を目安に入力すること。ただし、内容によってはそれ以上、又はそれ以下の点数を入力できること。 ※ 技術力は加点評価とし、加点は0点～13点の範囲とする。(13点を超える場合は13点とする。) ※ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点すること。	【技術力のキーワードの詳細】 ※加点した技術力キーワードの項目毎に、評価内容の詳細を記述すること。

※ 技術力とは、工事全体を通して他の模範となるものを評定するものであること。

※ 技術力は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが、非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5. 創意工夫」で評価しなかったものを対象とすること。

※ 技術力では指定仮設も含まれること。

【土木】工事成績採点の審査項目別運用表(監督員)

別紙1-8【土木工事共通】

8/8

監督員

工事名:

審査項目	細目	創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	カテゴリー	その他(項目記載)
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>■その他</p> <p><input type="text"/> その他(理由:)</p> <p><input type="text"/> その他(理由:)</p> <p><input type="text"/> その他(理由:)</p> <p>計 0</p> <p>評点: 0 点</p> <p>※ 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価するものとし、1項目1点を目安に入力すること。ただし、内容によってはそれ以上の点数を入力できること。</p> <p>※ 加点は0点~7点の範囲とする。(7点を超える場合は7点とする。)</p> <p>※ 該当キーワードの数と重みを勘案して評点すること。</p>	<p><input type="text"/> ▼</p> <p><input type="text"/> ▼</p> <p><input type="text"/> ▼</p>	<p>※ カテゴリーがその他の場合に記入</p> <p>(</p> <p>(</p> <p>(</p>
		<p>【創意工夫の詳細評価】</p> <p>※加点した創意工夫キーワードの項目毎に、評価内容の詳細を記述すること。</p>		

- ※ 創意工夫においては「4. 技術力」の審査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点評価すること。
- ※ 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とされるが、企業努力を引き立たせるため本審査項目でも再評価すること。
- ※ 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価すること。
- ※ 設計変更の対象としない工法や施工段取り等で軽微な行為。